

4月12日は、投票所へ行こう!

明るい選挙イメージキャラクター
「選挙のめいすいくん」



～投票時間は
午前7時から午後8時まで～

あなたの投票所はこちらです

第1投票所
旧阿古谷小学校体育館

◆民田・上阿古谷・下阿古谷

第2投票所
紫合公会堂

◆北田原・南田原・北野・紫合・荘苑

第3投票所
猪名川小学校体育館

◆柏梨田・上野・若葉

第4投票所
広根公会堂

◆広根・銀山・猪澁

第5投票所
槻並自治会館

◆槻並

第6投票所
楊津小学校新学習室(2階)

◆万善・木津・木間生

第7投票所
六瀬コミュニティセンター

◆柘原・林田・笹尾・清水(のうち字平田、馬場、長田の区域を除く)

第8投票所
大島小学校総合学習室(新校舎1階)

◆清水(のうち字平田、馬場、長田の区域)・清水東・仁頂寺・島・鎌倉・西畑・杉生・旭ヶ丘

郵便等による不在者投票制度について

郵便等による不在者投票制度とは、身体に重度の障害があったり、介護を必要とされる人で、投票日当日に投票所での投票が困難な人が自宅などから郵送で投票できる制度です。

■郵便等による不在者投票のできる人 介護保険の被保険者証・身体障害者手帳・戦傷病者手帳をお持ちで、下表に当てはまり、自筆による投票が可能なのは郵便等による不在者投票をすることができます。

■代理記載制度 自筆での投票ができない人は、代理人による記載ができます。

上記の障害などに当てはまることに加えて身体障害者手帳に「上肢または視覚の障害の程度が1級」または戦傷病者手帳に「上肢または視覚の障害の程度が特別項症から第2項症」と記載されている人は、事前に届け出を行った代理人の記載により投票することができます。

■郵便等投票証明書の申請・代理記載人の届出
郵便等による不在者投票制度をご利用いただくには、あらかじめ郵便等投票証明書の発行を受ける必要があります。申請書に必要事項を記入し、障害または要介護の程度を証明するものとあわせて、選挙管理委員会に提出してください。また、代理記載の方法による投票を行うには、郵便等投票証明書の交付申請に加えて、あらかじめ届出が必要です。これらの制度を希望される人は、早めに手続きをしてください。

第9投票所
柏原公民館集会所

◆柏原

第10投票所
猪名川台自治会館

◆差組・肝川・猪名川台

第11投票所
松尾台集会所

◆原・松尾台

第12投票所
伏見台集会所

◆内馬場・伏見台

第13投票所
文化体育館会議室

◆白金

第14投票所
つつじが丘自治会館

◆つつじが丘

障害・要介護を証明するものおよびその部位	障害・要介護の程度	
介護保険の被保険者証	要介護5	
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1級・2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級・3級
	免疫・肝臓	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹	特別項症から第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓	特別項症から第3項症

投票所入場券の裏面

期日前投票所を利用される方は以下の太枠の部分記入して、期日前投票所の受付にお渡しください。
(当日投票所で投票する方は、記入する必要はありません。)

期日前投票宣誓書

私は、
(次の1から4のいずれか該当する数字に○を付けてください。)

1	仕事、学業、地域行事の役員、本人又は親族の冠婚葬祭等に従事
2	上記1以外の用事(旅行、買い物、レジャー等)のため、他の市区町村または町内に外出、滞在
3	病気、負傷、出産等のため多事困難
4	住所移動のため猪名川町外に居住

上記は、真実であることを誓います。 平成 年 月 日

氏名 (フリガナ) _____ 性別 男/女 生年月日 _____ 明記 大正 昭和 平成 _____

現住所 (表住所と異なる場合のみ記入ください) _____

選挙人名簿に記載されている住所(上記と異なる場合のみ記入) _____

猪名川町選挙管理委員会 猪名川町役場 企画総務部総務課内 電話 072-766-0001



投票には「投票所入場券」をお持ちください!!
期日前投票には、入場券裏面の宣誓書事前に記入してお持ちください(投票日当日に投票する人は記入不要です)。

※いながわナビで、投票所等の場所の確認ができます。QRコード→



問合せ 町選挙管理委員会事務局(総務課内) ☎ 766-8708